

ご存知
ですか?

令和2年度税制改正のポイント

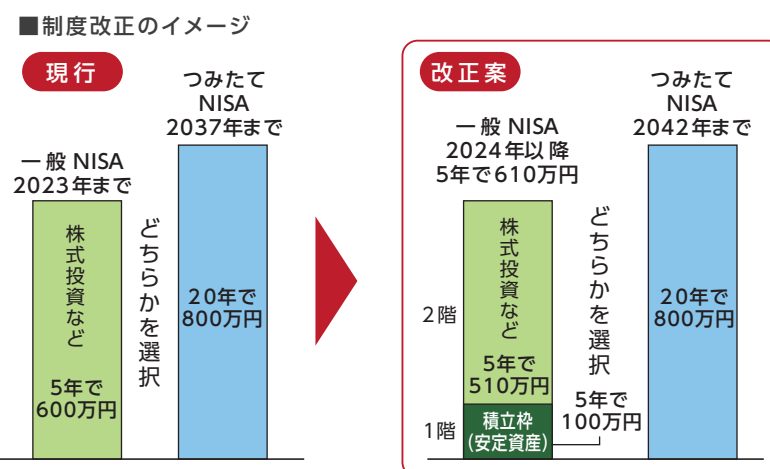
令和2年度税制改正大綱においては、「人口減少と少子高齢化の進展によって引き起こされる様々な課題を克服し、豊かな日本を次の世代へと引き渡すこと」や「デフレ脱却による経済の再生と財政健全化」という、これまで安倍政権が掲げてきた基本理念を踏襲しつつ、「イノベーションを持続的・自律的に生み出していく」という新たな課題に対しても税制面から手当てしていくことが宣言されています。

今回は、個人や企業にとって特に影響を受ける可能性の大きい箇所を重点的に説明させていただきます。

1 個人所得課税の改正

① NISA (少額投資非課税制度) の見直し

現行の一般NISAの投資期間終了に合わせ、新たなNISAが創設されることになりました。この新しいNISAは2階建てであり、1階部分はリスクの低い投資信託などに対象を限定した最大年20万円の積立枠と、2階部分は従来通り上場株式などにも投資できる最大年102万円の枠で構成されています。



原則として、1階部分に投資した場合のみ2階部分にも投資できる制度です。しかし、例外的にNISA口座を開設していた者または投資経験者が2階部分で上場株式だけに投資する場合は、1階部分での積立投資は不要となります。

② 「未婚のひとり親」に対する税制上の措置および寡婦(寡夫)控除の見直し

現行の寡婦(寡夫)控除については、以前より「婚姻を前提とした制度であり未婚のひとり親には適用されない」、「事実婚の確認が求められていない」、「男女で控除額が異なる」等の制度上の問題点が指摘されていました。

そこで寡婦(寡父)控除について、以下のような改正が行われます。

- 生計を一にする子(総所得金額等の合計額が48万円以下)を持つ未婚のひとり親(合計所得金額が500万円以下)に対して、寡婦(夫)控除が適用されることになりました。
- 寡婦(夫)控除の適用要件について、寡婦にも従前の寡夫と同じく所得制限(合計所得金額500万円以下)が設けられます。
- 生計を一にする子を持つ寡夫の控除額(改正前:所得税27万円、住民税26万円)が、生計を一にする子を持つ寡婦の控除額と同額(所得税35万円、住民税30万円)になります。

上記改正のうち、個人所得税については令和2年分以降から、個人住民税については、令和3年度分以降から適用されます。

2 消費税の改正

① 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度等の適正化

居住用賃貸建物(賃貸住宅)の家賃は消費税の非課税売上に該当するため、本来、仕入税額控除の対象となるものではありません。ところが、本業とは関係のない金地金(きんじがね)などの投資商品の売買を継続して行うことで課税売上を作り出し、仕入税額控除を行い建物に係る消費税の還付を受けるスキームが一部で横行しています。

今回、「居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度」について、次の見直しが行われることになりました。

イ) 高額特定資産に該当する居住用賃貸建物(以下、居住用賃貸建物)の課税仕入については、仕入税額控除制度の適用が認められなくなります。ただし、居住用賃貸建物のうち住宅の貸付け用以外の部分については、引き続き仕入税額控除制度の対象とされます。

ロ) 上記イ)により仕入税額控除制度の適用が認められない居住用賃貸建物について、その仕入れの日から「同日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の末日」までの間に、居住用“以外”として貸付けた場合又は譲渡した場合には、一定の計算式に基づいて計算した額を、当該課税期間(または譲渡した日の属する課税期間)の仕入税額に加算して調整することになります。

■ 高額特定資産とは

一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の金額(税抜き)が1,000万円以上の棚卸資産または調整対象固定資産をいいます。

この改正は、令和2年10月1日以後に居住用賃貸建物の仕入れを行った場合について適用されます。

② 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

企業の事務負担の軽減や平準化を図る観点から、法人税の申告期限を延長することができる企業について、消費税の預かり金的な性格を踏まえつつ、消費税の申告期限を1か月に限って延長できる特例が創設されます。

具体的には、「法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例」の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合には、その提出期限を1か月延長することができるようになります。

上記の改正は、令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用されます。なお、提出期限を延長した場合、延長した期間に対応する利子税を併せて納付する必要があります。

おわりに

今回は、去る令和元年12月20日に閣議決定された「令和2年度税制改正大綱」をもとに解説させていただきました。詳細に関しましては、国税庁などの各HPや顧問税理士の方、または当事務所までお問合せください。

お問合せ先

税理士法人 エム・エイ・シー
MAC Masuda & management Accounting Consultant

福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目18番25号第五博多備成ビル9F
TEL:092-431-3310 / FAX:092-431-3320 HP: http://www.mac-tax.or.jp

